

食料生産地域再生のための先端技術展開事業（福島県内） 【農業・農村型実証研究】

1. 事業概要

東日本大震災により、我が国の農林水産業及び食品産業は甚大な被害を受けました。この大震災の被災地域の復興を加速し、同地域を新たな食料生産地域として再生するためには、産学官に蓄積されている多数の先端技術を組み合わせ、最適化し、被災地域内で実証研究を行い、その普及・実用化を促進することが必要です。

このため、本事業においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）、被災地域の復興計画等を踏まえて事業を推進するため、被災地域内に「農業・農村型」及び「漁業・漁村型」の研究・実証地区を設け、既に確立された技術シーズを組み合わせ、最適化するための大規模な実証研究を行い、速やかにその成果を復旧・復興に活用するとともに、最適化された技術を体系化し、成長力のある新たな農林水産業を育成するための研究事業を実施しています。

平成25年度においては、被災地の多様な現状・ニーズに対応するため、農業・農村型の実証研究を岩手県及び福島県において、漁業・漁村型の実証研究を宮城県において新たに展開します。

2. 公募研究課題別の研究開発内容、目標等

福島県において、農業・農村型実証研究を行うため、以下の（1）～（5）の公募研究課題に対応する研究課題を公募します。提案書は、「網羅型研究」又は「個別要素技術型研究」のいずれかの類型で作成し受け付けます。

網羅型研究の提案は、各公募研究課題の「研究開発の具体的内容」全体を網羅する研究実施計画とします。

また、個別要素技術型研究の提案は、研究開発の具体的内容の一部のみの技術的課題の解決に資する研究実施計画のうち、網羅型研究の達成目標を補完可能な計画とします（網羅型研究に提案された研究課題の一部を個別要素技術型研究に提案いただくことも可能ですが、重複採択は行いません。）。

なお、これらの提案に際しては、福島県が産地強化のために進めている「ふくしま農林水産業新生プラン」との整合性を図ることとします。

（1）「公募研究課題1」：周年安定生産を可能とする花き栽培技術の実証研究

① 研究開発の具体的内容

放射性物質の影響が懸念される地域において、花き栽培の周年・安定生産を行う経営体が利用可能な技術の導入実証を行います。

花き栽培を主な収入源とする農家を対象として、例えば、以下に挙げるような技術等を組み合わせ導入し、生産効率の向上効果を把握するとともに、これら技術の最適な運用体系を確立することを想定しています。

- ・複数品目、品種を組み合わせた周年栽培・出荷体系
- ・苗の安定生産のための育苗技術
- ・養液栽培技術や ICT を使った高度環境制御技術等による効率的な生産技術

- ・作業時間の短縮や作業負担を低減させる省力栽培・機械化技術
- ・選別・出荷作業の省力化技術
- ・高品質の花きを消費者に届けるための鮮度保持技術
- ・ネット取引や花摘み農園など新たな流通・販売システム

本研究開発のため生産現場等における技術実証を行う場合には、原則として、福島県内の津波被災地、原子力災害による避難指示区域又は米の作付制限対象となった地域を含む市町村（以下、「研究・実証地区」という。）にて研究を行うこととし、これによらない場合には具体的な理由を記述していただきます。

なお、「研究・実証地区」内における具体的な研究の実施場所や実施開始時期等については、研究に具体的に着手する前に農林水産技術会議事務局と十分に協議し、決定することとします（本公募において提案書を作成する段階では、実証を行う地区や協力を依頼する生産者をあらかじめ特定する必要はありません。）。

また、本研究課題では、研究・実証地区の農家が花き栽培用の園芸施設を有していないことを想定し、初年度の委託研究経費限度額には実証研究に必要な園芸施設及び栽培設備の設置経費も含んだ設定としています。地元調整の結果、利用可能な既存の園芸施設等を有した農家が見つかった場合や園芸施設等の使用を想定しない提案については、相当額の使途について農林水産技術会議事務局と協議を行っていただきます。

② 達成目標（最終目標）

【網羅型研究】

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、生産者や農業生産法人などが東日本大震災の被災前の営農体系で作付けを行った場合と比較して、生産コストの低下又は生産コストに対する収益の割合（収益率）の増加が可能となるような技術体系の確立を行うこととします。

【個別要素技術型研究】

上記網羅型研究の達成目標を補完可能な、具体的な技術的課題の解決の効果（網羅型研究への寄与）について、各自で設定していただきます。研究の達成目標・研究の工程と併せ、具体的に記述してください。

なお、収益率による目標を設定する場合には、生産段階のみならず、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮していただいてもかまいません。

③ 研究実施期間

（網羅型研究） 最長、平成25年度～29年度の5年間
 （個別要素技術型研究） 最長、平成25年度～27年度の3年間

<留意事項>

網羅型研究においては、実証地区の状況に応じて、できるだけ平成25年度中に、個々の要素技術の導入実証、効果把握及び「研究・実証地

区」における現地実証に着手し、平成26年度以降は、追加的に検討すべき技術的課題の解決及び導入済技術の効果把握を行うとともに、技術の組合せや技術の体系化を図ることを研究進行上の目安とします。

個別要素技術型研究については、実証地区の状況に応じて、できるだけ平成25年度中に、個々の要素技術の導入実証や効果把握に着手し、平成26年度までに一定の成果を得る計画としてください。

ただし、平成26年度以降の研究実施計画については、被災地域の復興の進展状況、本事業以外の研究・技術開発事業との連携等に応じ、研究実施計画の前倒しや一部繰り延べ、早期終了等をお願いする場合があります。

また、研究開発の目標に照らして著しく進捗の悪い研究課題、十分な成果達成が見込めない研究課題、研究実施計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究課題等については、研究実施期間の途中であっても研究課題全体又は研究課題の一部を中断する場合があります。

④ 平成25年度の委託研究経費限度額

(網羅型研究)		260,000千円
(個別要素技術型研究)	1課題当たり	10,000千円

(2) 「公募研究課題2」：野菜栽培による農業経営を可能とする生産技術の実証研究

① 研究開発の具体的内容

放射性物質の影響が懸念される地域において、野菜、種苗等の生産を行う経営体が利用可能な技術の導入実証を行います。

閉鎖性の園芸施設や土地利用型の露地栽培を対象として、例えば、以下に挙げるような技術等を組み合わせて導入し、野菜等の生産効率の向上効果を把握するとともに、これら技術の最適な運用体系を確立することを想定しています。

- ・汚染土壌からの影響を排除可能な栽培技術
- ・ほ場や施設内の放射性物質の高効率の計測技術
- ・作業時間の短縮や作業負担を低減させる省力栽培・機械化技術
- ・選別・出荷作業の省力化技術
- ・最適な栽培環境を調節する ICT を使った自動環境制御技術

本研究開発のため生産現場等における技術実証を行う場合には、原則として、福島県内の津波被災地、原子力災害による避難指示区域又は米の作付制限対象となった地域を含む市町村（以下、「研究・実証地区」という。）にて研究を行うこととし、これによらない場合には具体的な理由を記述していただきます。

なお、「研究・実証地区」内における具体的な研究の実施場所や実施開始時期等については、研究に具体的に着手する前に事務局と十分に協議し、決定することとします（本公募において提案書を作成する段階では、実証を行う地区や協力を依頼する生産者をあらかじめ特定する必要はありません。）。

また、本研究課題では、研究・実証地区の農家が野菜栽培用の園芸施設を有していないことを想定し、初年度の委託研究経費限度額には実証研究に必要な園芸施設及び栽培設備の設置経費も含んだ設定としています。施設園芸を想定した提案に関して、地元調整の結果、利用可能な既存の園芸施設を有した農家が見つかった場合は、相当額の使途について事務局と協議を行っていただきます。

② 達成目標（最終目標）

【網羅型研究】

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、生産者や農業生産法人などが東日本大震災の被災前の営農体系で作付けを行った場合と比較して、生産コストの低下又は生産コストに対する収益の割合（収益率）の増加が可能となるような技術体系の確立を行うこととします。

【個別要素技術型研究】

上記網羅型研究の達成目標を補完可能な、具体的な技術的課題の解決の効果（網羅型研究への寄与）について、各自で設定していただきます研究の達成目標・研究の工程と併せ、具体的に記述してください。

なお、収益率による目標を設定する場合には、生産段階のみならず、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮していただいてかまいません。

③ 研究実施期間

（網羅型研究） 最長、平成25年度～29年度の5年間
（個別要素技術型研究） 最長、平成25年度～27年度の3年間

〈留意事項〉

網羅型研究においては、実証地区の状況に応じて、できるだけ平成25年度中に個々の要素技術の導入実証、効果把握及び「研究・実証地区」における現地実証に着手し、平成26年度以降は、追加的に検討すべき技術的課題の解決及び導入済技術の効果把握を行うとともに、技術の組合せや技術の体系化を図ることを研究進行上の目安とします。

個別要素技術型研究については、実証地区の状況に応じて、できるだけ平成25年度中に、個々の要素技術の導入実証や効果把握に着手し、平成26年度までに一定の成果を得る計画としてください。

ただし、平成26年度以降の研究実施計画については、被災地域の復興の進展状況、本事業以外の研究・技術開発事業との連携等に応じ、研究実施計画の前倒しや一部繰り延べ、早期終了等をお願いする場合があります。

また、研究開発の目標に対し著しく進捗の悪い研究課題、十分な成果達成が見込めない研究課題、研究実施計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究課題等については、研究実施期間の途中であっても研究課題全体又は研究課題の一部を中断する場合があります。

④ 平成25年度の委託研究経費限度額

(網羅型研究)		100,000千円
(個別要素技術型研究)	1課題当たり	10,000千円

(3) 「公募研究課題3」：持続的な果樹経営を可能とする生産技術の実証研究

① 研究開発の具体的内容

放射性物質の影響が懸念される地域において、安定的な果樹生産を行う経営体が利用可能な技術の導入実証を行います。

既存の果樹園地を対象として、例えば、以下に挙げるような技術等を組み合わせて導入し、生産効率の向上効果を把握するとともに、これら技術の最適な運用体系を確立することを想定しています。

- ・除染後に早期に安定的な果樹生産を行う技術
- ・樹形改善による安定生産技術
- ・早期成園化を可能とする栽培技術
- ・省力・低コストのための栽培管理技術
- ・樹体内の放射性物質の動態把握技術、計測技術

また、農産物の高付加価値化により農業経営の収益性を向上させることや、消費者の安心感を高めることを目的に、閉鎖施設における加工技術や自然エネルギーを利用した送風乾燥技術等に係る研究及びこれらの研究で導入した技術により生産された果実等販売モデルの構築に係る必要な取組を併せて行うことも可能とします。

本研究開発のため生産現場等における技術実証を行う場合には、原則として、福島県内の津波被災地、原子力災害による避難指示区域又は米の作付制限対象となった地域を含む市町村（以下、「研究・実証地区」という。）にて研究を行うこととし、これによらない場合には具体的な理由を記述していただきます。

なお、「研究・実証地区」内における具体的な研究の実施場所や実施開始時期等については、研究に具体的に着手する前に農林水産技術会議事務局と十分に協議し、決定することとします（本公募において提案書を作成する段階では、実証を行う地区や協力を依頼する生産者をあらかじめ特定する必要はありません。）。

② 達成目標（最終目標）

【網羅型研究】

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、生産者や農業生産法人などが東日本大震災の被災前の営農体系で作付けを行った場合と比較して、生産コストの低下又は生産コストに対する収益の割合（収益率）の増加が可能となるような技術体系の確立を行うこととします。

【個別要素技術型研究】

網羅型研究の達成目標を補完可能な、具体的な技術的課題の解決の効果（網羅型研究への寄与）について、研究の達成目標・研究の工程と併せ、具体的に記述してください。

なお、収益率による目標を設定する場合には、生産段階のみならず、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮していただいております。

③ 研究実施期間

(網羅型研究) 最長、平成25年度～29年度の5年間

(個別要素技術型研究) 最長、平成25年度～27年度の3年間

<留意事項>

網羅型研究においては、実証地区の状況に応じて、できるだけ平成25年度中に、個々の要素技術の導入実証、効果把握及び「研究・実証地区」における現地実証に着手し、平成26年度以降は、追加的に検討すべき技術的課題の解決及び導入済技術の効果把握を行うとともに、技術の組合せや技術の体系化を図ることを研究進行上の目安とします。

個別要素技術型研究については、実証地区の状況に応じて、できるだけ平成25年度中に、個々の要素技術の導入実証や効果把握に着手し、平成26年度までに一定の成果を得る計画としてください。

ただし、平成26年度以降の研究実施計画については、被災地域の復興の進展状況、本事業以外の研究・技術開発事業との連携等に応じ、研究実施計画の前倒しや一部繰り延べ、早期終了等をお願いする場合があります。

また、研究開発の目標に対し著しく進捗の悪い研究課題、十分な成果達成が見込めない研究課題、研究実施計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究課題等については、研究実施期間の途中であっても研究課題全体又は研究課題の一部を中断する場合があります。

④ 平成25年度の委託研究経費限度額

(網羅型研究) 60,000千円

(個別要素技術型研究) 1課題当たり 10,000千円

(4) 「公募研究課題4」：持続的な畜産経営を可能とする生産・管理技術の実証研究

① 研究開発の具体的内容

放射性物質の影響が懸念される地域において、安定的な畜産経営を行う経営体が利用可能な技術の導入実証を行います。

被災後に畜産経営を再開している経営体を対象として、例えば、以下に挙げるような技術等を組み合わせて導入し、生産効率の向上効果を把握するとともに、これら技術の最適な運用体系を確立することを想定しています。

- ・自給飼料の効率生産技術
- ・乳房炎の早期検知技術
- ・雌雄判別受精卵生産技術
- ・生産物の放射性物質の計測技術

・家畜糞尿の資源化技術

本研究開発のため生産現場等における技術実証を行う場合には、原則として、福島県内の津波被災地、原子力災害による避難指示区域又は米の作付制限対象となった地域を含む市町村（以下、「研究・実証地区」という。）にて研究を行うこととし、これによらない場合には具体的な理由を記述していただきます。

なお、「研究・実証地区」内における具体的な研究の実施場所や実施開始時期等については、研究に具体的に着手する前に農林水産技術会議事務局と十分に協議し、決定することとします（本公募において提案書を作成する段階では、実証を行う地区や協力を依頼する生産者をあらかじめ特定する必要はありません。）。

② 達成目標（最終目標）

【網羅型研究】

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、生産者や農業生産法人などが東日本大震災の被災前の営農体系で作付けを行った場合と比較して、生産コストの低下又は生産コストに対する収益の割合（収益率）の増加が可能となるような技術体系の確立を行うこととします。

【個別要素技術型研究】

網羅型研究の達成目標を補完可能な、具体的な技術的課題の解決の効果（網羅型研究への寄与）について、研究の達成目標・研究の工程と併せ、具体的に記述してください。

なお、収益率による目標を設定する場合には、生産段階のみならず、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮していただいてかまいません。

③ 研究実施期間

（網羅型研究） 最長、平成25年度～29年度の5年間

（個別要素技術型研究） 最長、平成25年度～27年度の3年間

〈留意事項〉

網羅型研究においては、実証地区の状況に応じて、できるだけ平成25年度中に、個々の要素技術の導入実証、効果把握及び「研究・実証地区」における現地実証に着手し、平成26年度以降は、追加的に検討すべき技術的課題の解決及び導入済技術の効果把握を行うとともに、技術の組合せや技術の体系化を図ることを研究進行上の目安とします。

個別要素技術型研究については、実証地区の状況に応じて、できるだけ平成25年度中に、個々の要素技術の導入実証や効果把握に着手し、平成26年度までに一定の成果を得る計画としてください。

ただし、平成26年度以降の研究実施計画については、被災地域の復興の進展状況、本事業以外の研究・技術開発事業との連携等に応じ、研

究実施計画の前倒しや一部繰り延べ、早期終了等をお願いする場合があります。

また、研究開発の目標に対し著しく進捗の悪い研究課題、十分な成果達成が見込めない研究課題、研究実施計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究課題等については、研究実施期間の途中であっても研究課題全体又は研究課題の一部を中断する場合があります。

④ 平成25年度の委託研究経費限度額

(網羅型研究)	50,000千円
(個別要素技術型研究) 1課題当たり	10,000千円

(5) 「公募研究課題5」：エネルギー・資源循環型営農技術の実証研究

① 研究開発の具体的内容

放射性物質の影響が懸念される地域において、営農によって生じる収穫残渣や木質資源、畜産廃棄物などの未利用・低利用資源を活用し、これらの資源からエネルギーなどを創出する技術の導入実証を行います。

施設園芸等でのエネルギー利用を想定し、例えば、以下に挙げるような技術等を組み合わせて導入し、農業経営における既存エネルギーや農業資材等からの代替効果を把握するとともに、これら技術の最適な運用体系を確立することを想定しています。

- ・収穫残渣などの資源の効率的な収集・分類技術
- ・エネルギー・資源の変換効率向上技術
- ・創出エネルギー・資源の貯蔵・利用技術

なお、エネルギーなどの創出過程において、放射性物質を分離し、適切に処理する技術の検討を併せ行うことも可能とします。

本研究課題において網羅型研究を提案いただく場合には、被災地域の復興計画等に基づく将来の農業経営像の把握に努め、これに沿ったエネルギー創出のための原材料の選定のほか、中・長期的な原材料の調達可能性、収益性等について事前調査を実施し、研究計画の実行可能性をあらかじめ検討し、具体的な研究の推進方針を策定し、運営委員会及び農林水産技術会議事務局の承認を得た上で研究に着手することといたします（本調査については、以下に記す個別要素技術型研究の受託者と連携して取り組むこととします。）。その際に提案いただいた研究計画について、修正を求める場合があります。

一方、個別要素技術型研究の提案については、平成25年度から具体的な技術開発に着手していただきますが、網羅型研究が行う実行可能性の検討結果を踏まえて研究計画の見直し等をお願いする可能性があります。

本研究開発のため生産現場等における技術実証を行う場合には、原則として、福島県内の津波被災地、原子力災害による避難指示区域及び米の作付制限対象となった地域を有する市町村（以下、「研究・実証地区」という。）にて研究を行うこととし、これによらない場合には具体的な理由を記述していただきます。

なお、「研究・実証地区」内における具体的な研究の実施場所や実施開始時期等については、研究に具体的に着手する前に農林水産技術会議事務局と十分に協議し、決定することとします（本公募において提案書を作成する段階では、実証を行う地区や協力を依頼する生産者をあらかじめ特定する必要はありません。）。

② 達成目標（最終目標）

【網羅型研究】

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、生産者や農業生産法人などが東日本大震災の被災前の営農体系で作付けを行った場合と比較して、農業に使用する系統電力や重油等のエネルギーの使用量、肥料等の農業資材の低減等を図ることで、生産コストの減少又は生産コストに対する収益の割合（収益率）を増加させるような技術体系の確立を行うこととします。

【個別要素技術型研究】

網羅型研究の達成目標を補完可能な、具体的な技術的課題の解決の効果（網羅型研究への寄与）について、研究の達成目標・研究の工程と併せ、具体的に記述してください。

なお、収益率による目標を設定する場合には、生産段階のみならず、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮していただいてかまいません。

③ 研究実施期間

（網羅型研究） 最長、平成25年度～29年度の5年間
（個別要素技術型研究） 最長、平成25年度～27年度の3年間

〈留意事項〉

網羅型研究においては、まず研究の実行可能性について事前調査を行っていただきます。その後、運営委員会及び農林水産技術会議事務局の承認を得た上で、平成25年度～平成26年度の2年間で、個々の要素技術の導入実証や効果把握、「研究・実証地区」における現地実証に着手します。

平成27年度以降は、追加的に検討すべき技術的課題の解決、導入済技術の効果把握を行うとともに、技術の組合せや技術の体系化を図ることを研究進行上の目安とします。

個別要素技術型研究については、平成26年度までの2年間で、個々の要素技術の導入実証や効果把握に着手し、平成27年度までに一定の成果を得る計画としていただきますが、網羅型研究の受託者が行う研究の実行可能性調査の結果を踏まえて、研究計画の見直しをお願いする場合があります。

ただし、平成26年度以降の研究計画については、被災地域の復興の進展状況、本事業以外の研究・技術開発事業との連携等に応じ、研究計画の前倒しや一部繰り延べ、早期終了等をお願いする場合があります。

また、研究開発の目標に対し著しく進捗の悪い研究課題、十分な成果達成が見込めない研究課題、研究計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究課題については、研究実施期間の途中でであっても研究課題全体もしくは研究課題の一部を中断する場合があります。

④ 平成25年度の委託研究経費限度額

(網羅型研究)		30,000千円
(個別要素技術型研究)	1課題当たり	10,000千円

3. 委託件数

(1) 網羅型研究

2. の「公募研究課題」の研究内容の全てを網羅する研究課題（網羅型研究）について、原則としてそれぞれ1件の採択を行います。

(2) 個別要素技術型研究

2. の「公募研究課題」の研究内容の一部の技術的課題の解決に寄与する研究課題（個別要素技術型研究）については、応募された全ての研究課題の中から、予算額の範囲で優良な計画を採択します。

この際、1つの公募研究課題に対応する個別要素技術型研究の採択課題数は2課題以下（公募研究課題5については1課題以下）とします。

4. 留意事項

(1) 研究成果の普及・実用化を促すため、研究グループには、原則として、民間企業、協同組合、都道府県普及指導センター等、研究成果の普及・実用化を担う機関（普及・実用化支援組織）の参画を得ることとします。

その際、例えばシミュレーション技術を開発した場合には、当該システムのメンテナンスや、基本データの更新をどのように行うのか等、研究期間終了後にも研究成果が活用されるよう、研究実施体制を十分に検討するようお願いします。

(2) 被災地の復興等の動きと整合性の取れた研究開発を行うため、研究推進上必要となる運営委員会等においては、同分野の研究に関わる研究代表者間の連携体制を構築（原則として網羅型研究の研究代表者を公募課題単位で各研究を総括する者とします。）し、研究の進捗状況の整理や研究実施計画案の作成など事務局との間での各種調整を行っていただきます。また、各研究を実施する際には福島県の行政部局や公設試験場、被災地域の関係諸機関等との連携を図り、そのニーズの把握に努めることとします。

(3) 提案書に記載される『研究開発の目標』については、研究実施計画の評価に活用するため、採択が決定し研究に着手した後、速やかに、その細部について明確化を求めます。

なお、本研究で導入される先端技術に関し、技術としての有効性や導入の経営面での効果について、「実証研究」とは別に、「技術・経営分析技術開発研究」として評価を行います。

(4) 提案された研究実施計画が、実施中の研究事業と重複することが明らか

になったときには、研究実施計画の中止を求める場合があります。一方で、本研究と類似の研究事業等が存在する場合には、採択後の研究推進においては、双方の事業の有機的な連携が図られるよう協力を求めます。

(5) 提案書の研究実施計画に含まれる小課題間においても、技術の組合せを推進し、農業生産や事業者が個々の研究成果を活用する際に、体系化された分かりやすい成果として提示できるよう留意してください。

(6) 本研究は、被災地域における農業の復興を加速することを目的としているため、後継者育成、鳥獣害対策、病害虫防除、食品の安全性等、地域の農業の抱える課題の解決にも寄与するような研究実施計画となるように留意してください。

また、研究成果については、事務局と調整した上で、被災地へはもちろん、全国への適切な情報発信に積極的に対応していただきます。その際には、情報の伝達先に応じ適切な情報発信が行えるように留意してください。

5. 問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、御承知おきください。

記

- 公募研究課題について
農林水産技術会議事務局研究推進課先端技術実証班
担当者：柚賀（ゆが）、高橋、田部（たなべ）
TEL：03-6744-7043
FAX：03-3593-2209

- 契約事務について
農林水産技術会議事務局総務課契約班
担当者：江橋
TEL：03-3502-7967
FAX：03-5511-8622